

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月25日
【発行者の名称】	株式会社コヤマ・ミライエ
【代表者の役職氏名】	代表取締役C E O 小山 武
【本店の所在の場所】	静岡県富士市伝法878番地の15 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	—
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区中原813番地の 2
【電話番号】	054-260-7410
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 鈴木 雅人
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052-589-2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社コヤマ・ミライエ https://www.koyama-miraie.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期	第21期	第22期
決算年月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	5,917,692	6,875,742	7,813,525
経常利益 (千円)	25,875	256,313	104,896
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△25,964	178,128	72,167
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200,000
純資産額 (千円)	220,427	398,555	470,722
総資産額 (千円)	1,362,411	1,741,315	1,624,867
1株当たり純資産額 (円)	1,102.13	1,992.77	2,353.61
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△129.82	890.64	360.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.18	22.89	28.97
自己資本利益率 (%)	△11.12	57.56	16.60
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,768	263,492	△56,242
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△166,526	△50,441	△50,185
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	312,334	60,900	△74,391
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	608,778	882,759	701,938
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	33 〔4〕	37 〔8〕	40 〔4〕

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

4. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第21期及び第22期の財務諸表について、きぼう監査法人の監査を受けておりますが、第20期の財務諸表について、当該監査を受けておりません。

5. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移について、記載しておりません。

6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

8. 当社は、2025年6月16日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の

期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

2 【沿革】

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2003年12月	ビッグウェーブインターナショナル株式会社を静岡県富士市に中古車買取業を目的に設立
2005年1月	富士宮店オープン
2007年6月	富士平垣店オープン
2016年11月	商号をビッグウェーブインターナショナル株式会社から株式会社コヤマ・ミライエに変更 「KOYAMA」ブランド独立
2017年1月	独自査定買取システム「REPORT」運用開始 御前崎店、静岡池田店オープン
2019年12月	富士平垣店FC化
2020年7月	袋井上山梨店オープン
2022年2月	柿田川店オープン
2022年3月	沼津法人営業部 運営開始
2022年4月	LINE査定運用開始
2022年12月	新富士店オープン
2023年6月	藤枝店オープン
2023年7月	浜松東店、静岡中原店オープン
2024年7月	富士法人営業部 運営開始
2024年8月	浜松西店オープン
2025年9月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場

3 【事業の内容】

当社は、中古自動車の買い取りを主な事業として取り組んでおります。

「お客様にとって、車に関することなら何でも相談できる存在」となることを目指して、世代を問わず当社をご利用頂けるように、店舗型の運営を主としており、現在、静岡県内に12店舗を構え、運営しております。

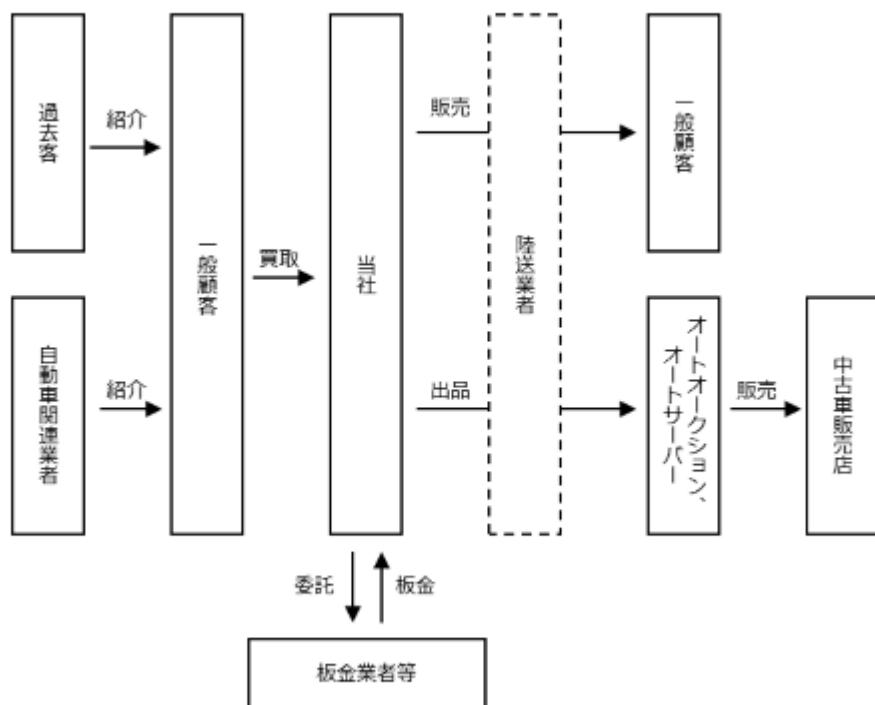
事業の内容としては、主に店舗に来店頂いた一般消費者の車を買い取り、オートオークションにて出品・販売しております。

当社の顧客は一般消費者ですが、過去利用して頂いたお客様や、店舗周辺の自動車取扱店から紹介頂くお客様が主な顧客となっております。このように紹介によって顧客を獲得することで、成約率を高め、効率的な営業活動を行うことができております。そのためには、目の前のお客様や関係する業者様に対して、真摯で誠実な対応をすることがとても重要であるため、社員教育に力を入れており、どの店舗においても同水準のサービスや顧客対応ができるよう努めております。

また当社は中古車買取事業に注力するため、一般顧客への自動車の販売事業は主として行っておりません。自動車の整備や車検、メンテナンス、保険代理店事業等の周辺事業については、取引業者への委託・仲介を主とし、当社では行っておりません。

近時は特に、中古自動車業界の相次ぐ不祥事によって中古自動車業界全体に対するイメージが悪化しているため、当社としては、自動車の販売や周辺事業は行わず、自動車の買取に専念している企業として発信していくことで、一般消費者からの安心を獲得できるよう取り組んでいます。さらに、コンプライアンス意識の醸成及び内部管理体制の強化に継続的に取り組むことで、同業他社で発生したような不祥事を未然に防ぐ体制の構築に努めています。

事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
40 (4)	33.3	4年10か月	4,804

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与の計算には、臨時雇用者は含めておりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復傾向が続いており、個人消費には持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、米国の通商政策による世界情勢への影響などが景気の下振れリスクとなり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社をとりまく経営環境としては、我が国の中古車業界について、当事業年度における国内中古車登録台数は6,517,249台となり前期比100.6%の結果となりました。一方、新車登録台数は4,587,033台となり前期比102.6%の結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）特に2025年1月～6月の新車登録台数は2,345,461台（前年同期比110.2%）と、大幅増加を示しており、これが中古車市場にも間接的な影響を与えています。新車の登録台数は、下取りや買取による中古車の供給増加につながり、結果的に中古車相場の下落要因となっています。依然、高水準ではあるものの、2025年の中古車オークション市場では、価格下落が鮮明となっています。主要取引先である（株式会社ユー・エス・エス）中古車オークションの平均成約価格は、2月の126.0万円をピークとして継続的に下落し、5月には118.4万円まで下落しました。価格下落と並行して成約率も低下傾向にあります。そのため、今後とも中古車だけでなく、新車の登録台数の動向について注視することとしております。

このような市場環境の中で、中古車オークション相場は不安定であります。当社としましては、「日本全国のカーオーナーに『KOYAMAの価格を知る文化』を提供し、愛車を安心して売却できる新たなスタンダードを確立する。」をモットーに新規顧客の獲得、自動車買取台数の増加に注力しました。

その結果、当事業年度において、買取台数7,295台（前期比107.7%）と過去最高の台数となりました。当事業年度売上高は7,813,525千円（前期比13.6%増）となり、営業利益は121,184千円（同53.8%減）、経常利益は104,896千円（同59.1%減）、当期純利益は72,167千円（同59.5%減）となりました。

なお、当社は「中古車買取事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、701,938千円となり、前事業年度に比べ180,820千円減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は56,242千円（前期は263,492千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益の減少148,200千円、売上債権の増加76,544千円、法人税等の支払額124,846千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は50,185千円（前期は50,411千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出46,456千円、保険積立金の積立による支出4,530千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は74,391千円（前期は60,900千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出62,624千円、上場関連費用の支出8,300千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前期比(%)
中古車買取事業	6,940,529	114.2
合計	6,940,529	114.2

(2) 受注状況

当社は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
中古車買取事業	7,813,525	113.6
合計	7,813,525	113.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社シーエーエー	3,451,105	50.2	4,105,153	52.5
株式会社ユー・エス・エス	2,738,591	39.8	3,033,009	38.8

3 【対処すべき課題】

当社が属する中古車買取業界において、当社が継続的に安定した業績を維持して成長するために、当社は対処すべき課題として以下の項目を認識し、これらに対処してまいります。

（1）認知度の向上及び企業ブランドの確立

当社は中古車買取専門店ですが、中古車業界においては、中古車販売店の数が圧倒的に多く、マスメディアにおける露出の影響もあって、中古車業界＝中古車販売業界とのイメージが強く根付いています。かかる中、当社の存在だけでなく、当社を中古車買取専門店としての認識を世間に浸透させていくことで、他社との差別化が図れ、当社のブランド力が向上するものと考えます。

そのために、適切なマスメディアの活用及び広報機能の強化により、認知度の向上および企業ブランドの確立に努めてまいります。

（2）定期的な出店のための物件選定と人材採用

当社が継続的に成長していくためには、新店舗の出店が必要不可欠です。しかしながら、安定的な店舗運営を行うにあたっては、固定費を極力抑えることが必要であり、そのためには出店候補地の選定が極めて重要であるため、シビアに行う必要があります。地域の金融機関や不動産業者とのネットワークを常に確保しながら、豊富で良質な情報が当社に集まるような状態を維持してまいります。

また、新店舗の出店ペースを落とさないために、安定的な人員の採用が必要です。これを実現するため、リファラル採用を積極的に行っております。当社の価値観や風土、業務内容および給与体系を理解した社員を介すことにより、入社後のミスマッチを防ぐことができ、早期にパフォーマンスを発揮することができます。今後も引き続きリファラル採用に取り組んでまいります。

（3）多店舗を管理する運営体制の構築

これまででは、創業者であり代表取締役CEOである小山武により、各店舗の管理や日々の店舗運営における指導を行っておりましたが、今後、店舗数が拡大し、かつエリアも静岡県内の東中西部と広範囲に渡ることになるため、直接指導することが難しくなります。このような状況においても、これまでどおり当社の価値観を現場の各社員が理解し、品質やスピードを保ちながら運営していくためには、東中西部に配置されたエリアマネージャーによる各店舗の管理や、店長による適切な店舗運営が必要となります。

今後は、定期的な会議体の運用や管理者研修の実施等により、管理者の質の向上に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材について

当社は、縦割りの組織ではなく、横との連携を密にとり、効率的かつ機動的な経営を志向し、柔軟に事業推進を行い、少人数で最大の価値とパフォーマンスを生み出す組織体制の構築を目指しております。当社が推進する自動車に関する事業は様々なノウハウを要する業務であり、人材は極めて重要な経営資源であります。当社が確実な事業推進と企業成長をしていくためには、ノウハウ・情報の共有化、従業員の継続的能力の向上に努めるとともに、専門性の高い人材の確保やマネジメント層並びに次世代を担う若手社員の採用及び育成・教育が不可欠であります。しかしながら、当社が求める人材の確保や育成が十分できない場合、あるいは現時点における有能な人材が社外流出した場合には、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(2) オートオークションへの依存について

当社は、売上の大部分を株式会社シーエーエー及び株式会社ユー・エス・エスの運営するオートオークション会場への出品に依存しております。当社は、当該オークション会場が定める規約を遵守すべく業務手続を整備し、当該手続きに則り業務を遂行するよう努めておりますが、オペレーションミスや予期せぬ事故等により、オークション規約に抵触し、オークション会場から取引停止等の処分を受ける可能性は皆無ではなく、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、需給バランスが乱れることによって、オークション会場の相場が低迷した場合、仕入値を十分に上回る価格による販売が出来ず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合他社の動向について

当社は成長市場である中古車買取業界において、お客様を最優先としたサービスと経営戦略により競争優位性を確立し、持続的な成長を目指しております。「適正な価格と透明性の確保」に加え、地域密着型のサービスとオンライン対応のハイブリッド戦略を強化し、ステークホルダーの皆様に信頼いただける企業となるべく努めています。

現在、中古車買取業界では、大手チェーン店やオンライン専業の買取業者が市場シェアを拡大しています。特に全国展開している大手企業は、広告戦略やブランド力を活かし、多くの顧客を獲得しています。一方、オンライン買取業者は、AI査定やデータドリブンな価格設定を導入し、効率的な買取を進めています。また最近では、自動車メーカー系の中古車事業も活発化しており、メーカー認定中古車の販売強化により、消費者が直接ディーラーで売却する流れも増えつつあります。さらに、フランチャイズ型の買取業者も増加しており地域ごとの需要に応じたサービスを高めることで大手との競争力を高めています。このような業界状況の中において、ユーザーの分散、顧客離れによる、商品車両の仕入数の減少等、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 古物商許可取消について

当社は中古車の買取業務を行うにあたり、古物営業法の適用を受けております。当社は、古物取扱業者として、静岡県公安委員会より許可を受け、中古車自動車の買取業務を適正に行っております。しかしながら、今後、法改正が生じた際の対応が不十分であったり、業務上のミス等により取消事由に抵触する事態が生じ、古物商許可が取消された場合、中古車の買取業務を法的に継続することができず、即時に営業停止を余儀なくされ、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現時点において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株

主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(6) 有利子負債への依存について

当社が拡大を進める中で、新規事業や新店舗の増設等には多額の投資が必要であり、当社は、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大等に必要な資金調達が困難になる場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定人物への依存について

当社の代表取締役 C E O である小山武は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合、現状では当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等について

当社は、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が販売する商品、サービスに関して、瑕疵等の発生、クレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報について

当社は、営業活動上お客様の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底等、個人情報の管理体制の整備を行なっておりますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害、感染症について

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行（パンデミック）が発生した場合、当社の営業活動に支障が生じる可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的、人的被害により、当社の事業戦略や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社の組織規模は小規模であり、内部管理体制も組織規模に応じたものとなっております。今後、事業の拡大に伴い、適切かつ十分な人的・組織的対応ができない場合、既存の人材の社外流出、病気等における長期休業が生じ、当社の業務遂行に支障が発生する可能性や、当社の提供しているサービスの品質が低下する恐れがあります。当社では事業の拡大に伴う増員を行うとともに、組織的に従業員同士の業務ノウハウの共有、また内部管理体制の一層の充実を進めていきます。

(12) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは名南M&A株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の

期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力をを行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、名南M&A株式会社(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後 1 年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程施行規則第 501 条第 7 項第 5 号 b に定める、第 6 項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第 402 条第 1 号 a j に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非

上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべきからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託したこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について

て株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。) の発行に係る決議又は決定。

- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑯ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場にに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

⑯ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・運用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,263,324千円となり、前期に比べ97,532千円減少いたしました。これは、現金及び預金の減少180,820千円、売掛金の増加76,544千円、商品の減少20,643千円、未収還付法人税の発生22,560千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は361,542千円となり、前期に比べ18,915千円減少いたしました。これは、有形固定資産の減少2,436千円、無形固定資産の減少3,881千円、繰延税金資産の減少13,063千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は535,746千円となり、前期に比べ111,356千円減少いたしました。これは、未払金の減少25,445千円、未払法人税等の減少82,620千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は618,397千円となり、前期に比べ77,259千円減少いたしました。これは、長期借入金の減少79,298千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は470,722千円となり、前期に比べ72,167千円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は7,813,525千円（前期比13.6%増）となりました。売上高が増加した主な要因は、中古車相場の上昇と、店舗の出店による買取台数の増加、出品台数の増加であります。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は854,072千円（前期比8.2%減）となりました。オートオークション相場の下落により売上高対売上総利益率が低下したことが主な要因であります。

(販売費および一般管理費)

当事業年度における販売費および一般管理費は732,887千円（前期比9.6%増）となりました。店舗の増加に伴う人件費の増加や各種費用の増加が主な要因です。

(営業利益)

売上総利益の減少により、当事業年度における営業利益は121,184千円（前期比53.8%減）となりました。

(経常利益)

営業利益の減少による影響から、当事業年度における経常利益は104,896千円（前期比59.1%減）となりました。

(当期純利益)

経常利益の減少による影響から、当事業年度における税引前当期純利益は104,896千円（前期比58.6%減）となり、当事業年度における当期純利益は72,167千円（前期比59.5%減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

経営者は、事業を拡大し、持続的な成長を実現するために様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するため、常に事業環境についての情報を入手し、戦略の策定、顧客ニーズの把握等、企業規模の拡大に応じた内部管理体制・組織の整備を進め、企業価値のさらなる向上を目指して取り組んでおります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、中古車の仕入高、人件費や店舗家賃等の販売費及び一般管理費等であります。また、投資を目的とした資金需要の主なものは新店舗開店時における設備投資等によるものであります。

当社は事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの借入を基本としており、設備投資資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの借入を基本としております。

なお、設備投資の詳細につきましては「第4 設備の状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度において重要な設備投資、設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における重要な設備は以下のとおりであります。

なお、当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
	建物	構築物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
本社 (静岡県富士市)	18,030	1,328	10,896	410	19,135 (238.25m ²)	9,518	59,319	4 (1)
富士店 (静岡県富士市)	952	—	200	—	—	—	1,152	5 (1)
沼津法人営業部 (静岡県沼津市)	—	—	—	—	—	—	—	1 (—)
富士宮店 (静岡県富士宮市)	11,417	—	54	35	52,149 (981.22m ²)	—	63,656	3 (—)
御前崎店 (静岡県御前崎市)	21,028	—	—	—	—	—	21,028	4 (—)
富士法人営業部 (静岡県富士市)	4,930	—	362	259	—	—	5,552	1 (1)
静岡池田店 (静岡市駿河区)	8,810	—	419	898	—	6,970	17,098	3 (—)
袋井上山梨店 (静岡県袋井市)	—	—	80	—	—	—	80	2 (—)
柿田川店 (静岡県駿東郡清水町)	1,135	3,914	184	45	—	267	5,547	2 (—)
新富士店 (静岡県富士市)	8,332	—	—	330	—	3,302	11,966	5 (—)
浜松東店 (浜松市中央区)	25,641	7,460	—	—	—	—	33,101	3 (1)
藤枝店 (静岡県藤枝市)	20,967	726	—	59	—	—	21,753	2 (—)
静岡中原店 (静岡市駿河区)	19,038	2,536	—	868	—	—	22,442	4 (—)
浜松西店 (浜松市中央区)	34,325	9,950	—	2,267	—	—	46,543	1 (—)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち、「その他」は機械及び装置、リース資産及びソフトウェアであります。

3. 従業員は就業人員数であり、臨時雇用者の平均人員数を()外数で記載しております。

4. 本社には、貸与中の建物16,184千円、構築物1,328千円を含んでおります。

5. 上記の他、他社から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料（千円）
富士店 (静岡県富士市)	店舗用地	4,451
	駐車場	1,777
沼津法人営業部 (静岡県沼津市)	店舗用地	1,320
御前崎店 (静岡県御前崎市)	店舗用地	4,800
富士法人営業部 (静岡県富士市)	店舗用地	3,672
静岡池田店 (静岡市駿河区)	店舗用地	3,600
袋井上山梨店 (静岡県袋井市)	店舗用地	1,560
柿田川店 (静岡県駿東郡清水町)	店舗用地	4,406
新富士店 (静岡県富士市)	店舗用地	9,600
浜松東店 (浜松市中央区)	店舗用地	4,117
藤枝店 (静岡県藤枝市)	店舗用地	5,760
静岡中原店 (静岡市駿河区)	店舗用地	7,750
浜松西店 (浜松市中央区)	店舗用地	7,200

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

(注) 1. 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は199,800株増加し、200,000株となっております。

また、当該株式分割に伴う定款の一部変更を行い、2025年6月16日付で発行可能株式総数は799,760株増加し、800,000株となっております。

2. 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年6月16日	199,800	200,000	—	50,000	—	—

(注) 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は199,800株増加し、200,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1	—	—	1,999	2,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.05	—	—	99.95	100	—

(注) 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
小山 武	静岡県静岡市葵区	199,900	99.95
山岸運送株式会社	静岡県島田市大柳266	100	0.05
計	—	200,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

注) 1. 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は199,800株増加し、200,000株となっております。

2. 2025年6月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保金の確保のため実施しておりません。内部留保金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながら実施を検討する所存であります。

なお、当社は取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期
決算年度	2023年9月	2024年9月	2025年9月
最高(円)	—	—	3,500
最低(円)	—	—	3,500

(注) 最高・最低価格は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

なお、2025年9月11日をもって同取引所に株式を上場致しましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	—	—	—	—	—	3,500
最低(円)	—	—	—	—	—	3,500

(注) 最高・最低価格は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

なお、2025年9月11日をもって同取引所に株式を上場致しましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5 【役員の状況】

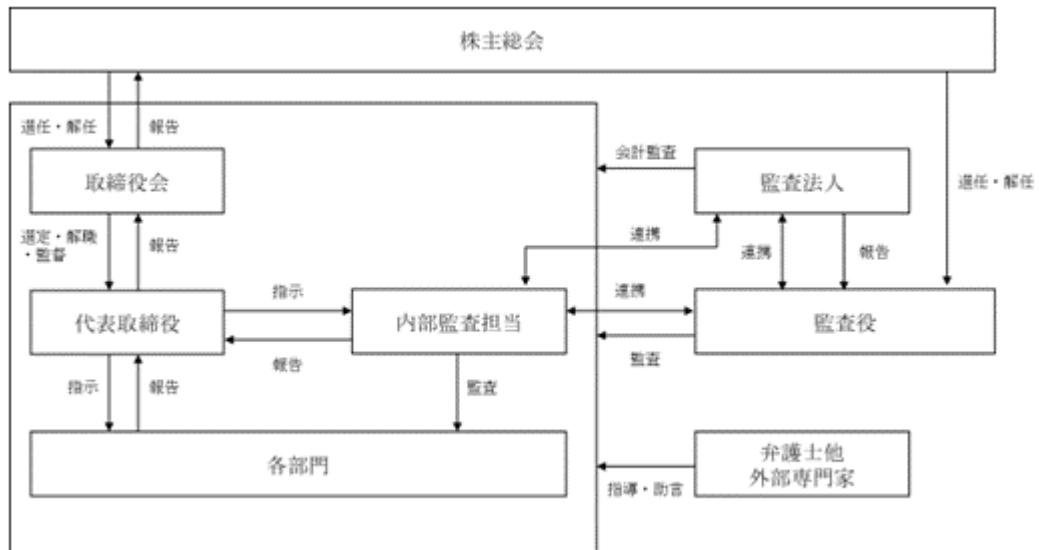
男性 7 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率 1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	C E O	小山 武	1973年 6 月 15 日	1995年 4 月 2002年 1 月 2003年12月 2016年11月 2016年12月	高橋自動車販売株式会社 入社 個人事業主「アップル静岡SBS通り店」 ビッグウェーブインターナショナル株式会社（現当社）創業 代表取締役社長就任 「車買取ビッグウェーブFC店」 FC契約解消 当社 代表取締役CEO就任（現任）	(注) 1	(注) 4	199,900
専務取締役		一杉 開	1975年 5 月 10 日	1996年 4 月 2000年 3 月 2004年 1 月 2021年10月	有限会社石井製作所 入社 高橋自動車販売株式会社 入社 ビッグウェーブインターナショナル株式会社（現当社） 入社 取締役就任 当社 専務取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 4	—
取締役	C O O	横山 憲一郎	1985年 5 月 21 日	2004年 4 月 2004年 6 月 2004年12月 2023年12月	社会福祉法人秀生会ディサービスセンター美原 入社 株式会社アウトソーシング 入社 ビッグウェーブインターナショナル株式会社入社（現当社） 当社 取締役COO就任（現任）	(注) 1	(注) 4	—
取締役	経営本部長	鈴木 瓦	1980年11月21日	2001年 4 月 2003年11月 2004年 6 月 2023年12月	高橋自動車販売株式会社 入社 静岡ダイハツ販売株式会社 入社 ビッグウェーブインターナショナル株式会社（現当社） 入社 当社 取締役経営本部長就任（現任）	(注) 1	(注) 4	—
取締役	経営企画部長	鈴木 雅人	1980年 2 月 8 日	2000年 4 月 2022年 5 月 2023年 7 月 2024年12月	株式会社静岡カントリーグループ 入社 当社 入社 当社 経営企画部長就任 当社 取締役経営企画部長就任（現任）	(注) 1	(注) 4	—
監査役		濱 祥賀	1991年10月14日	2021年 4 月 2022年10月 2023年12月	株式会社ウイー・ロック 入社 医療法人社団 晃誠会 理事就任（現任） 当社 社外監査役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	—
監査役		山下 哲博	1970年 7 月 26 日	1993年 4 月 2004年 2 月 2008年12月 2016年 1 月	東日本旅客鉄道株式会社入社 株式会社ガリバーインターナショナル 入社 独立開業（中小企業診断士） 株式会社エム. サポートイング設立 代表取締役（現任）	(注) 3	(注) 4	—
計								199,900

(注) 1. 取締役の任期は2024年12月20日開催の2024年9月期に係る定時株主総会終結の時から2026年9月期に係る定時株主総会終結時まであります。
 2. 監査役の任期は2023年12月27日開催の2023年9月期に係る定時株主総会終結の時から2027年9月期に係る定時株主総会終結の時まであります。
 3. 監査役の任期は2025年12月23日開催の2025年9月期に係る定時株主総会終結の時から2027年9月期に係る定時株主総会終結の時まであります。
 4. 2025年9月期における役員報酬の総額は59,000千円です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

口. 監查役

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

八. 會計監查

当社は、きぼう監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は石崎勝夫氏、玉置啓太氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、経営本部が主管部署として、業務を監査しております。なお、経営本部内における監査は、管理部と経営企画部で互いの部を監査しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長及び取締役に対して報告する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として 経営企画部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外役員の状況

当社は社外監査役 2名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役濱祥賀氏は、当社の株式を保有しておらず、当社との間にはその他の人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般的な取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役	56,600	43,200	13,400	—	5
監査役	2,400	2,400	—	—	1

(注) 1. 2025年9月期の実績となります。

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は9名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できる環境を整備するため、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする旨を定款に定めております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	12,000	—
計	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、監査日数等を勘案し、監査役の同意を得て、監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、きぼう監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	882,759	701,938
売掛金	21,024	97,568
商品	439,349	418,706
貯蔵品	560	435
未収還付法人税等	—	22,560
前渡金	1,099	3,758
前払費用	15,218	16,466
その他	846	1,889
流動資産合計	1,360,857	1,263,324
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	※1	181,147
構築物(純額)		25,368
機械及び装置(純額)		4,130
車両運搬具(純額)		7,893
工具、器具及び備品(純額)		9,803
土地	※1	71,284
リース資産(純額)		7,052
有形固定資産合計	※2	306,680
無形固定資産		
ソフトウェア		8,882
無形固定資産合計		8,882
投資その他の資産		
投資有価証券		1,285
出資金		80
長期前払費用		13,218
繰延税金資産		17,850
その他		33,746
貸倒引当金		△1,285
投資その他の資産合計		64,895
固定資産合計		380,457
資産合計	1,741,315	1,624,867

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)		当事業年度 (2025年9月30日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		16,084		7,663
短期借入金	※3	350,000	※3	350,000
1年以内返済予定の長期借入金	※1	62,624	※1	79,298
リース債務		2,787		4,724
未払金		67,875		42,429
未払費用		12,044		10,021
未払法人税等		83,231		611
前受金		7,303		6,586
預り金		3,784		6,454
賞与引当金		12,060		11,389
その他		29,306		16,567
流動負債合計		647,102		535,746
固定負債				
長期借入金	※1	681,707	※1	602,409
リース債務		4,969		7,724
資産除去債務		3,000		3,000
その他		5,981		5,264
固定負債合計		695,657		618,397
負債合計		1,342,759		1,154,144
純資産の部				
株主資本				
資本金		50,000		50,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		348,555		420,722
利益剰余金合計		348,555		420,722
株主資本合計		398,555		470,722
純資産合計		398,555		470,722
負債純資産合計		1,741,315		1,624,867

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※1 6,875,742	※1 7,813,525
売上原価		
商品期首棚卸高	316,614	439,349
当期商品仕入高	6,078,909	6,940,529
合計	6,395,524	7,379,879
他勘定振替高	※2 10,968	※2 1,720
商品期末棚卸高	※3 439,349	※3 418,706
商品売上原価	5,945,206	6,959,452
売上総利益	930,536	854,072
販売費及び一般管理費	※4 668,391	※4 732,887
営業利益	262,145	121,184
営業外収益		
受取利息	71	1,100
不動産賃貸収入	7,632	7,638
その他	2,042	1,987
営業外収益合計	9,745	10,726
営業外費用		
支払利息	11,435	14,265
不動産賃貸原価	4,141	2,510
上場関連費用	—	8,300
その他	—	1,938
営業外費用合計	15,577	27,014
経常利益	256,313	104,896
特別損失		
投資有価証券評価損	3,216	—
特別損失合計	3,216	—
税引前当期純利益	253,096	104,896
法人税、住民税及び事業税	83,231	19,666
法人税等調整額	△8,262	13,063
法人税等合計	74,968	32,729
当期純利益	178,128	72,167

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計					
	利益剰余金		利益剰余金合計							
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	50,000	170,427	170,427	220,427	220,427					
当期変動額										
当期純利益		178,128	178,128	178,128	178,128					
当期変動額合計	—	178,128	178,128	178,128	178,128					
当期末残高	50,000	348,555	348,555	398,555	398,555					

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計					
	利益剰余金		利益剰余金合計							
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	50,000	348,555	348,555	398,555	398,555					
当期変動額										
当期純利益		72,167	72,167	72,167	72,167					
当期変動額合計	—	72,167	72,167	72,167	72,167					
当期末残高	50,000	420,722	420,722	470,722	470,722					

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	253,096	104,896
減価償却費	43,458	32,644
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△617	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,849	△670
受取利息	△71	△1,100
支払利息	11,435	14,265
投資有価証券評価損(△は益)	3,216	—
上場関連費用	—	8,300
売上債権の増減額(△は増加)	35,022	△76,544
棚卸資産の増減額(△は増加)	△122,769	20,767
仕入債務の増減額(△は減少)	△14,925	△11,178
未払消費税等の増減額(△は減少)	26,237	△12,691
その他	17,472	3,079
小計	254,406	81,768
利息の受取額	71	1,100
利息の支払額	△11,435	△14,265
法人税等の還付額	20,450	—
法人税等の支払額	—	△124,846
営業活動によるキャッシュ・フロー	263,492	△56,242
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△42,129	△46,456
無形固定資産の取得による支出	△3,289	—
敷金保証金の差入による支出	△2,400	—
保険積立金の積立による支出	△2,593	△4,530
その他	—	801
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,411	△50,185
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	—
長期借入金の返済による支出	△36,312	△62,624
リース債務返済による支出	△2,787	△3,467
上場関連費用の支出	—	△8,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	60,900	△74,391
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	273,981	△180,820
現金及び現金同等物の期首残高	608,778	882,759
現金及び現金同等物の期末残高	※	882,759
		※
		701,938

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他の有価証券

市場価格のない株式以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法、ただし1998年4月1日以降に取得の建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～39年
構築物	10年～20年
機械及び装置	15年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 車両販売

当社は主に車両販売を事業としており、顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されたと判断し、顧客への納車引渡し時点で収益認識しております。ただし、請求済未出荷契約に準じた支配移転の要件を満たした車両については当該要件を満たした時点を収益認識時点としております。

また、オークションによる業販取引においては、オークションでの落札時点で顧客に当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、オークションでの落札時点で収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
商品	439,349	418,706

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品を、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。商品の評価にあたっては、定期的に滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。

また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額の下落が生じた場合は、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることをを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
建物	11,962 千円	10,534 千円
土地	71,284	71,284
計	83,246	81,819

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
1年以内返済予定の長期借入金	5,724 千円	5,261 千円
長期借入金	50,569	45,308
計	56,293	50,569

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	151,075 千円	186,729 千円

※ 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額	350,000 千円	350,000 千円
借入実行残高	350,000	350,000
差引額	—	—

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 他勘定振替高の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
固定資産	10,007 千円	1,720 千円
販売費及び一般管理費	961	—
計	10,968	1,720

※3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
商品評価損	9,747 千円	3,575 千円

※4 販売費及び一般管理費のうち、主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
販売手数料	49,686 千円	54,065 千円
運搬費	56,905	66,963
役員報酬	36,980	59,000
給料及び手当	153,616	164,749
賞与	24,149	15,360
賞与引当金繰入額	12,060	11,389
広告宣伝費	69,863	90,221
減価償却費	42,200	32,379
地代家賃	54,139	60,392

おおよその割合

販売費	50 %	52 %
一般管理費	50 %	48 %

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	—	—	200

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200	199,800	—	200,000

(変動事由の概要)

2025年6月16日付で普通株式1株を1,000株に分割いたしました。これにより株式数は199,800株増加し、発行済株式総数は200,000株となっております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	882,759 千円	701,938 千円
現金及び現金同等物	882,759	701,938

(リース取引関係)

【借主側】

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として積載車(車両運搬具)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
1年内	51,100	58,870
1年超	210,830	167,900
合計	261,930	226,770

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性及び流動性の高い短期的な預金等を中心に行っております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から最適な手段を選択する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融商品の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券、借入金があります。

預金については、短期的な預金であり、市場価格等の変動リスクはありません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動及び信用リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品のリスクに係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、販売管理規定及び与信管理規定に従い、営業部門が主要な取引先の状況をモニタリングし、経営企画部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、担当部門である経営企画部にて管理しております。また、借入金については、定期的に残高と金利の動向を把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき毎月資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(*2)	1,285	1,285	—
資産計	1,285	1,285	—
(1)長期借入金(*3)	744,331	738,286	△6,044
負債計	744,331	738,286	△6,044

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	80

(*3) 「長期借入金」は、1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

当事業年度(2025年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期借入金(*3)	681,707	672,372	△9,335
負債計	681,707	672,372	△9,335

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	80

(*3) 「長期借入金」は、1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	882,759	—	—	—
売掛金	21,024	—	—	—
合計	903,783	—	—	—

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	701,938	—	—	—
売掛金	97,568	—	—	—
合計	799,506	—	—	—

(注2) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	350,000	—	—	—	—	—
長期借入金	62,624	79,298	76,032	75,632	68,872	381,873
合計	412,624	79,298	76,032	75,632	68,872	381,873

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	350,000	—	—	—	—	—
長期借入金	79,298	76,032	75,632	68,872	244,216	137,657
合計	429,298	76,032	75,632	68,872	244,216	137,657

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,285	—	—	1,285
資産計	1,285	—	—	1,285

当事業年度(2025年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	738,286	—	738,286
負債計	—	738,286	—	738,286

当事業年度(2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	672,372	—	672,372
負債計	—	672,372	—	672,372

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2024年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	1,285	1,285	—
小計	1,285	1,285	—
合計	1,285	1,285	—

当事業年度(2025年9月30日)

該当事項はありません。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自2023年10月1日 至2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	920	—	365
合計	920	—	365

3 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について3,216千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、投資有価証券の減損処理は実施しておりません。

なお、下落率が30～50%の株式の減損にあたっては、個別銘柄ごとに、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度（労働者退職金共済機構）を採用しております。

2 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
確定拠出制度への要拠出額	925千円	1,150千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	4,085 千円	3,857 千円
未払事業税	8,783	—
棚卸資産評価損	3,301	1,903
減損損失	5,108	4,735
資産除去債務	1,016	1,016
その他	2,483	2,091
繰延税金資産小計	24,776	13,604
評価性引当額	△6,926	△6,411
繰延税金資産合計	17,850	7,193
繰延税金負債		
未収還付事業税	—	2,406
繰延税金負債合計	—	2,406
繰延税金資産純額	17,850	4,786

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年9月30日)

該当事項はありません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	33.9%	33.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.2%
役員給与の損金不算入	0.3%	—%
評価性引当額の純増減額	△0.3%	△0.5%
貸上げ促進税制に関する税額控除	△4.7%	△2.5%
その他	0.3%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.6%	31.2%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年10月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.87%から34.72%に変更し計算しております。

なお、法人税等の税率の変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
オークション販売	6,245,409	7,137,482
店舗販売	598,817	639,318
その他	31,516	36,724
顧客との契約から生じる収益	6,875,742	7,813,525
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	6,875,742	7,813,525

(注) 「その他」には、各種整備、修理等の付帯サービスを含んでおります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第6 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	56,046	21,024
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	21,024	97,568
契約負債(期首残高)	5,133	6,670
契約負債(期末残高)	6,670	5,950

契約負債は、顧客との契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、前事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は5,133千円、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は6,670千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、1年を超えるものが存在しないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月 30 日）及び当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月 30 日）

当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社シーエーエー	3,451,105
株式会社ユー・エス・エス	2,738,591

(注)当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社シーエーエー	4,105,153
株式会社ユー・エス・エス	3,033,009

(注)当社は、「中古車買取事業」の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	小山 武	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 100%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注1)	128,400	—	—

(注1) 当社の銀行借入について、債務保証を受けております。なお、被保証債務に対しての保証料は支払っておりません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり純資産額	1,992.77円	2,353.61円
1 株当たり当期純利益	890.64円	360.84円

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 当社は2025年 6月16日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

3 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
当期純利益(千円)	178,128	72,167
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	178,128	72,167
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

4 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	398,555	470,722
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	398,555	470,722
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	200,000	200,000

(重要な後発事象)

該当事項はございません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	240,531	3,429	—	243,960	69,349	9,234	174,611
構築物	33,182	3,144	—	36,326	10,409	1,921	25,916
機械及び装置	6,081	117	—	6,198	2,627	560	3,570
車両運搬具	35,685	12,998	1,465	47,219	35,020	8,693	12,198
工具、器具及び備品	57,200	6,833	—	64,034	58,859	4,629	5,174
土地	71,284	—	—	71,284	—	—	71,284
リース資産	12,672	8,160	—	20,832	9,344	3,724	11,487
その他	1,117	—	—	1,117	1,117	—	—
有形固定資産計	457,756	34,681	1,465	490,972	186,729	28,763	304,243
無形固定資産							
ソフトウェア	19,405	477	—	19,882	14,881	3,881	5,001
無形固定資産計	19,405	477	—	19,882	14,881	3,881	5,001
長期前払費用	13,218	2,912	1,331	14,798	—	—	14,798

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	社有車3台、代車11台取得	12,998千円
リース資産	LEDビジョン	8,160千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	350,000	350,000	1.69	—
1年以内に返済予定の長期借入金	62,624	79,298	1.14	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,787	4,724	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	681,707	602,409	1.13	2026年～2038年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	4,969	7,724	—	2028年～2029年
合計	1,102,088	1,044,156	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	76,032	75,632	68,872	244,216
リース債務	4,110	2,866	748	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,285	—	—	—	1,285
賞与引当金	12,060	11,389	12,060	—	11,389

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	992
預金	
普通預金	700,946
合計	701,938

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ユー・エス・エス	93,675
Blue Wave 株式会社	3,141
その他	752
合計	97,568

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{365}{(B)}$
21,024	8,278,506	8,201,961	97,568	98.8	2.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
車両	418,706
合計	418,706

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
消耗品等	435
合計	435

2 負債の部

① 買掛金

相手先	金額(千円)
一般顧客	7,663
合計	7,663

(注) 当社は一般顧客(個人)からの車両の仕入にあたっては、一部物件を除いて、後日代金決済を行うため、買掛金が発生いたします。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	—
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.koyama-miraie.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

株式会社コヤマ・ミライエ

取締役会 御中

きぼう監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石崎勝夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 玉置啓太

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コヤマ・ミライエの2024年10月1日から2025年9月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コヤマ・ミライエの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。